

令和4年5月17日

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業者 各位

平素は、本市の介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。  
この度、要介護（支援）認定新規申請中の被保険者の負担割合について誤認が生じる事案が発生しました。  
つきましては、要介護（支援）認定新規申請されるご利用者様等への説明時の注意点を別紙のとおり周知しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

\*\*\*\*\*

各務原市役所 健康福祉部  
介護保険課 介護保険係  
電話 058-383-1778(直通)  
\*\*\*\*\*